

老人保健医療受給者の皆さんへ

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証
有効期限は7月31日(火)です

現在、老人保健医療受給者で申請のあった方に交付しています。老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)の有効期限が7月31日(火)までとなっております。引き続き交付を希望される場合は、後日送付します申請

書に必要事項を記入の上、提出してください。また、新たに交付を希望される場合は、申請してください。

各区分の対象者や負担額などは次のとおりです。

入院の場合、低所得者およびの基準により医療費の減額を受けるためには、あらかじめ医療機関に認定証の提示が必要となりますので、必ず入院される前に「老人医療

の限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

外来で受診した場合は、医療機関の窓口では減額認定証を提示されても自己負担限度額の区分にかかわらず医療費の1割を支払っていただく必要があります。

個人ごとまたは世帯ごとの自己負担限度額を超えて支払った分は、申請により高額の限度額として支給します。

区分	対象者
低所得者	市民税非課税世帯の受給者
低所得者(経)	税法上の経過措置対象者と同一世帯の市民税非課税である受給者
低所得者	・市民税非課税世帯で世帯員の各所得が0円(公的年金は控除額を80万円とします) ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
低所得者(経)	・税法上の経過措置対象者と同一世帯の市民税非課税である老齢福祉年金受給者 ・税法上の経過措置対象者である老齢福祉年金受給者

低所得者(経)・(経)は、同一世帯に経過措置対象者以外に市民税課税者がいない場合。
税法上の市民税に係る経過措置対象者 = 前年の合計所得金額125万円以下であって平成17年1月1日現在において65歳以上の方(昭和15年1月2日以前生まれ)

医療費の自己負担限度額(1カ月当たり)

区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
低所得者(1割負担)	8,000円	24,600円 15,000円
一般(1割負担)	12,000円	44,400円

低所得者には経過措置対象者を含みます。

一般病床に入院する場合の食事代の負担額

区分	1食		1日(3食)計	
	(90日未満)	(90日以上)		
低所得者	210円	160円	630円	480円
低所得者	100円		300円	
一般	260円		780円	

低所得者の区分は過去1年間の入院日数によります。

医療費として支給します。

限度額適用・標準負担額減額認定申請、高額医療費支給申請に必要なもの

- 健康保険証
- 老人保健法医療受給者証
- 振込口座番号の分かるもの(郵便局以外)(高額医療費支給申請のみ)
- 過去1年以内の入院時の領収書(減額認定申請のみ、該当があれば入院日数確認のため必要)
- 印鑑

既に「老人保健高額医療費支給申請書」を提出されている方は内容に変更がない限り改めて申請書を提出する必要はありません。

先月号でお知らせしましたとおり、平成20年4月から後期高齢者医療制度が実施されます。これにより、8月1日から有効の減額認定証の有効期間は平成20年3月31日までとなります。4月以降の取り扱いについては、後日お知らせします。

老人保健法医療受給者証

平成19年度の市県民税の課

税決定に伴い、負担区分に変更がある場合があります。該当する受給者には個別にお知らせしますので、受給者証の交換をお願いします。また、変更のない場合は、平成20年3月31日まで現在お持ちの受給者証を使っていたこととなります。減額認定証と同様に4月以降の取り扱いについては、後日お知らせします。

医療機関での受給者証などの提示

自己負担割合が変わった場合や減額認定証の交付を受けたとき(入院の場合)は、その都度、必ず新しい受給者証等を健康保険証とともに医療機関の窓口へ提出してください。また、変更のない場合でも、最低、月に1回は窓口へ提出して確認を受けてください。提出されない場合または健康保険証のみ提出された場合は、全額自己負担(1割負担)または自由診療扱いになる場合がありますので注意してください。

《申請・問合せ》

市民課 国保医療係または各総合支所 市民生活課

住宅耐震改修や 住宅バリアフリー改修をした場合 固定資産税を減額します

住宅耐震改修をした場合

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅で、次の要件を満たす場合は、固定資産税額を一定期間減額します。

平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく耐震基準に適合した改修工事を施したものの

1戸当たりの工事費が30万円以上のもの

減額税額 耐震改修を行った住宅の固定資産税額の2分の1を減額

1戸につき床面積の1200平方メートル相当分までが対象（併用住宅は居宅部分のみ）

減額期間 減額される期間は、耐震改修工事が完了し

た年の翌年度分から、工事完了時期に応じて次のとおりです。

耐震改修工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日 ～平成21年12月31日	3年度分
平成22年1月1日 ～平成24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日 ～平成27年12月31日	1年度分

減額申告方法 次の申告書類を添えて、改修工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書
耐震改修工事代金領収書

（耐震改修工事の費用が確認できるもの）

現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する指定確認検査機関、地方公共団体・建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関などが発行する証明書



住宅のバリアフリー改修をした場合

平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅について、

一定のバリアフリー改修工事を実施し、次の要件を満たす場合は、固定資産税額を減額します。（賃貸住宅を除きます）

住宅居住者

次のいずれかに該当する方が居住していること

65歳以上の方

介護保険法の要介護または要支援認定を受けている方
障害者

対象バリアフリー改修工事

- 工事期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に実施されたもの
- 工事費用 1戸当たりの工事費が30万円以上（補助金等を除く自己負担額）のもの

● 工事内容 次のいずれかに該当するもの

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化

減額税額 バリアフリー改修を行った住宅の固定資産



税の3分の1を減額

1戸につき床面積の1000

平方メートル相当分までが対象

減額期間 バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分のみ

減額申告方法 次の申告書類を添えて、改修工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書領収書（改修工事費用の支払いを確認できるもの）
工事費明細書
改修箇所の図面、写真（改修前・改修後）等

住宅居住者要件が確認できるもの（介護保険被保険者証、身体障害者手帳等）

《申告・問合せ》

税務課資産税係または各総合支所市民生活課